

事業主の皆さまへ

# 高年齢者及び障害者雇用状況報告書

毎年7月15日の報告期限を

令和2年は **8月31日（月）** まで延長します。

## 報告方法

### ①ハローワークに郵送もしくは持参

様式への記入・入力方法は、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

### ②電子申請（e-Gov）

電子申請の方法や端末設定については、e-Gov電子申請利用支援センターへお問い合わせください。

e-Govナビダイヤル 050-3786-2225 ※全国一律市内通話料金

受付時間 平日9:00~19:00 土日祝9:00~17:00

新型コロナウイルスの感染防止のため、可能な限り、郵送または、電子申請でご報告いただきますようお願いいたします。

## 報告様式

厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

### 高年齢者雇用状況報告書

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha-koyou/koureisha-koyou.html>



### 障害者雇用状況報告書

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kourei-sha-koyou/shougaisha-koyou.html>



### 高齢者雇用状況報告とは

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づき、事業主の方は、毎年6月1日現在における定年及び継続雇用制度の状況、その他高年齢者の雇用に関する状況をハローワークを経由して厚生労働大臣に提出することが義務づけられています。

### 障害者雇用状況報告とは

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき、**企業全体の常用労働者が45.5人以上**の事業主の方は、毎年6月1日現在における障害者の雇用に関する状況をハローワークを経由して厚生労働大臣に提出することが義務づけられています。

